

標準貨物自動車運送約款

(平成二十二年十一月二十二日 運輸省告示第五百七十五号)
最終改正 令和六年三月二十二日 国土交通省告示第二百十号

目次

第一章 総則(第一条-第二条)	
第一節 運送業務等(第三条-第五十五条)	
第一節 運送の申込み及び引受け(第六条-第十七条)	
第二節 積付け(第十八条)	
第三節 積付け及び引渡し(第十九条-第二十六条)	
第四節 指図(第二十七条-第三十一条)	
第五節 故(第三十二条-第三十一条)	
第六節 運賃(第三十二条-第三十八条)	
第七節 責任(第三十九条-第五十二条)	
第八節 連絡運輸(第五十三条-第六十条)	
第九節 積込み及び取卸し等(第六十一条-第六十四条)	
第二章 総則	

(事業の種類)

第一条 当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。
第二条 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。
第三条 当店は、特別積合せ貨物運送を行います。
第四条 当店は、貨物自動車利用運送を行います。

(適用範囲)

第二条 当店の経営する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。
第三条 当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章 運送業務等

第一節 通則

(受付日時)
第三条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。
第四条 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

(運送の順序)

第四条 当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。
(引渡期間)
第五条 当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。
一 発送期間 貨物を受け取った日を含め一日。
二 輸送期間 運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。
三 集配期間 集貨及び配送をする場合にあっては各一日。
前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあったときは、これをもって延滞とします。

(運送の申込み)

第六条 当店の運送の申込み者(以下「申込者」という。)は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。
一 申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
二 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数
三 集貨先及び配先又は発送地及び到着地(国地)、アパートその他高層建築物にあっては、その名称及び電話番号を含む。
四 運賃の扱別
五 運賃の料金(第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する待機時間料、第六十一条に規定する積込料又は取卸料及び第六十二条第一項に規定する附帯業務料等)のうち、燃料料、サリチャージ、有料道路利用料、立寄金その他の費用(以下「運賃、料金等」という。)の支払方法
七 荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
八 高価品については、貨物の種類及び個数
九 第六十一条に規定する貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨
十 第六十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨
十一 運送保険に付することを委託するときは、その旨
十二 特約事項があるときは、その内容
十三 本約款の内容について承諾する旨
十四 その他その貨物の運送に必要事項

(運送の引受け)

第七条 当店は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けるとするときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。
一 集貨及び配先又は発送地及び到着地の予定日時
二 運賃、料金等の額
三 当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することがあります。この場合において、当店は、当該運送引受書を交付したものとみなします。
(貨物の種類及び性質の確認)
第八条 当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を確認することを申込者に求めることがあります。

(貨物の種類及び性質)

第九条 前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者が通知したことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。
第十条 前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したとことと異なるときは、これにより生じた損害の賠償をします。
第十一条 当店は、第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したとこと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

(引渡拒絶)

第九条 当店の、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。
一 当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。
二 申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。
三 当該運送に適する設備がないとき。
四 当該運送に関し、申込者から特別の負担を求められたとき。
五 当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
六 天災その他やむを得ない事由があるとき。
(高価品及び貴重品)
第十条 この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。
一 貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証券、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金貨、銀貨、白金その他の貴金属、イリジウム、タンク及其その他の稀金属、金剛石、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝玉石、象牙、べっ甲、珊瑚及び各その製品
二 美術品及び貴重品
三 容器及び荷造りに加え、キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物(動物を除く。)

(動物物の運送)

第十二条 動物物は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けるときは、荷受人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することがあります。
一 当店において、集貨、持込み又は受取の日時を指定すること。
二 当該貨物の運送につき、付添人を付すること。
(危険品についての特別)
第十三条 荷受人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、その旨を当該貨物の外部の見やすい箇所に明記するとともに、あらかじめ、その旨及び当該貨物の品名、性質その他の当該貨物の安全運送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。
(連絡運輸)
第十四条 当店は、荷受人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して運送することがあります。

(積付け)

第十五条 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。
第十六条 シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷受人又は荷受人の負担とします。
(受取及び引渡しの場合)
第十七条 当店は、運送申込書に記載され、又は通知された集貨先又は発送地において荷受人又は荷受人の指定する者から貨物を受取り、運送申込書に記載された配達先又は到着地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。
(管理権等)についての引渡し
第十八条 当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。
一 荷受人が引渡先不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者
二 船舶、寄留倉庫、旅館等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者
(留置権の行使)
第十九条 当店は、貨物に関し受け取るべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けなければ、当該貨物の引渡しをしません。
第二十条 商店である荷受人が、その営業のために当店と締結した運送契約について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その支払を受けなければ、当該荷受人との運送契約によって当店が占有する荷受人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。
(指図の催告)
第二十一条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、遅滞なく、荷受人に対し、相当の期間を定め、指図の催告を行います。
第二十二条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、遅滞なく、荷受人に対し、相当の期間を定め、指図の催告を行います。
(引渡不能の貨物の寄託)
第二十三条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、遅滞なく、荷受人の費用をもって、その貨物を倉庫営業者に寄託することがあります。
第二十四条 当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷受人又は荷受人に対して通知します。
第二十五条 当店は、第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもって貨物の引渡しに代えることがあります。
第二十六条 当店は、前項の規定により貨物の引渡しを請求した場において、当該貨物について倉庫証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで、当該倉庫証券を留置することがあります。

(引渡不能の貨物の供託)

第二十四条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、遅滞なく、荷受人に対し、相当の期間を定め、指図の催告を行います。
第二十五条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、遅滞なく、荷受人に対し、相当の期間を定め、指図の催告を行います。
(引渡不能の貨物の寄託)
第二十六条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、遅滞なく、荷受人の費用をもって、その貨物を倉庫営業者に寄託することがあります。
第二十七条 当店は、前項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもって貨物の引渡しに代えることがあります。
第二十八条 当店は、前項の規定により貨物の引渡しを請求した場において、当該貨物について倉庫証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで、当該倉庫証券を留置することがあります。

(引渡不能の貨物の競売)

第二十五条 当店は、第二十二條の規定により荷受人に対して指図すべきことを求めた場合において、荷受人が指図をしないときは、その貨物を競売することがあります。
第二十六条 前項の規定にかかわらず、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある貨物は、第二十二條の催告をなすに代り、競売することがあります。
第二十七条 当店は、前二項の規定により貨物の競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷受人又は荷受人に対して通知します。

(引渡不能の貨物の請求)

第二十六条 当店は、第一項又は第二項の規定により貨物の競売をしたときは、その代金の全部又は一部を運賃、料金等並びに指図の請求及び競売に要した費用に充て、不足があるときは、荷受人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷受人に交付し、又は供託します。
(引渡不能の貨物の任意売却)
第二十七条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、遅滞なく、第二十二條の場合において、その貨物が腐敗又は変質しやすいものであって、第二十二條の手続をとらないときは、その手続によらず、公正な第三者を立ち会わせて、これを売却することがあります。
第二十八条 前項の規定による売却には、前条第三項及び第四項の規定を適用します。

第五節 指図

(貨物の処分)
第二十七条 荷受人は、当店に対し、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることがあります。
第二十八条 前項に規定する荷受人の権利は、貨物が到着地に到着した場合において、荷受人が貨物の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは、行使することができません。

(運送の扱別等不明な場合)

第二十九条 当店は、荷受人が運送の申込みをするに当たり、運送の扱別等その他その貨物の運送に関し必要な事項を明示しなかった場合は、荷受人にとって最も有利と認められるところにより、当該貨物の運送を行います。
(荷造り)
第三十条 荷受人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の扱別等に依り、運送に適するよう荷造りをする必要があります。
第三十一条 当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。
第三十二条 当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷受人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けすることがあります。

(外装表示)

第三十三条 荷受人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた事項については、この限りではありません。
一 荷受人及び荷受人の氏名又は商号及び住所
二 品名
三 個数
四 その他運送の取扱いに必要な事項
第三十四条 荷受人は、当店が認めるときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

(動物物の運送)

第三十五条 動物物は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けるときは、荷受人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することがあります。
一 当店において、集貨、持込み又は受取の日時を指定すること。
二 当該貨物の運送につき、付添人を付すること。
(危険品についての特別)
第三十六条 荷受人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、その旨を当該貨物の外部の見やすい箇所に明記するとともに、あらかじめ、その旨及び当該貨物の品名、性質その他の当該貨物の安全運送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。
(連絡運輸)
第三十七条 当店は、荷受人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して運送することがあります。

(積付け)

第三十八条 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。
第三十九条 シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷受人又は荷受人の負担とします。
(受取及び引渡しの場合)
第四十条 当店は、運送申込書に記載され、又は通知された集貨先又は発送地において荷受人又は荷受人の指定する者から貨物を受取り、運送申込書に記載された配達先又は到着地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。
(管理権等)についての引渡し
第四十一条 当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。
一 荷受人が引渡先不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者
二 船舶、寄留倉庫、旅館等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者
(留置権の行使)
第四十二条 当店は、貨物に関し受け取るべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けなければ、当該貨物の引渡しをしません。
第四十三条 商店である荷受人が、その営業のために当店と締結した運送契約について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その支払を受けなければ、当該荷受人との運送契約によって当店が占有する荷受人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。
(指図の催告)
第四十四条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、遅滞なく、荷受人に対し、相当の期間を定め、指図の催告を行います。
第四十五条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、遅滞なく、荷受人に対し、相当の期間を定め、指図の催告を行います。
(引渡不能の貨物の寄託)
第四十六条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、遅滞なく、荷受人の費用をもって、その貨物を倉庫営業者に寄託することがあります。
第四十七条 当店は、前項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもって貨物の引渡しに代えることがあります。
第四十八条 当店は、前項の規定により貨物の引渡しを請求した場において、当該貨物について倉庫証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで、当該倉庫証券を留置することがあります。

(引渡不能の貨物の競売)

第四十五条 当店は、第二十二條の規定により荷受人に対して指図すべきことを求めた場合において、荷受人が指図をしないときは、その貨物を競売することがあります。
第四十六条 前項の規定にかかわらず、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある貨物は、第二十二條の催告をなすに代り、競売することがあります。
第四十七条 当店は、前二項の規定により貨物の競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷受人又は荷受人に対して通知します。

3 第一項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指図書を提出しなければなりません。

(指図に応じない場合)

第二十九条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことにより、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

第六節 事故

第二十九條 事故の際の措置

第二十九條 当店は、次の場合においては、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。

- 一 貨物の著しい滅失、損傷その他の損害を発見したとき。
- 二 当初の運送経路又は運送方法によることができなくなったとき。
- 三 相当の期間、運送を中断せざるを得なくなったとき。

第二十九條 前項各号の場合において、指図を待たないときは、又は当店の定めたる期間内に前項の指図がないときは、荷送人の利益のために、当店の裁量によつて、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。

第三十條 第一項の規定による指図には、前条の規定を適用します。

(危険品等の処分)

第三十條 当店は、第十五条の規定による通知及び明記をしなかつた爆発、発火その他運送上危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他運送上の危険を除去する他の処分をすることがあります。同条の規定による通知及び明記をした場合において、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれを生じるときも同様とします。

第三十一條 前項の処分を要した費用は、すべて荷送人の負担とします。

第三十二條 第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

第三十三條 当店は、貨物の全部滅失を発生し、証明の請求があつたときは、その貨物の引渡期間の満了の日から一月以内に限り、事故証明書を発行します。

第三十四條 当店は、貨物の一部滅失、損傷又は延着に關し、その数量、状態又は引渡しの日につき証明の請求があつたときは、当該貨物の引渡しの日に限り、事故証明書を発行します。ただし、特別の事情がある場合は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することがあります。

第七節 運賃、料金の等

(運賃、料金の等)

第三十二條 運賃、料金の等(燃料サーチャージを除く)及びその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

第三十三條 前項の運賃、料金の等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージを受取ります。

第三十四條 第一項の運賃、料金の等について、荷送人又は当店の一方は、貸金本率又は物価水準の変動により運賃、料金の等が不適当となつたと認めるときは、他の一方に対し、額の変更の協議を求めることがあります。

第三十五條 個人(事業として又は事業のために運送受約の当事者となる場合におけるものを除く)を、対象とした運賃、料金の等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

(運賃、料金の等の取受方法)

第三十六條 運賃、料金の等を受取るまで、荷送人から運賃、料金を受取ります。

第三十七條 前項の場合において、運賃、料金の等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金の等の確定後荷送人に對し、その不足を払い戻し、又は追徴します。

第三十八條 当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金を荷送人から受取することを認めることがあります。

(待機時間)

第三十九條 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間(荷送人又は荷受人が第六十一条の貨物の積込み若しくは取卸し又は第六十二条第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む)に於いて、当店が別に定める料金を受取ります。

(延滞料)

第三十條 当店は、貨物を引き渡したときまでに、荷送人又は荷受人が運賃、料金を支払わなかつたときは、貨物を引き渡した日の翌日から運賃、料金のを支拂うべき期間に對し、年利十四パーセントの割合で、延滞料の支払を請求することがあります。

(運賃請求権)

第三十一條 当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷を生じたとき又は当店が責を負ふ事由により滅失したときは、当該滅失し、又は損傷を生じた貨物に係る運賃、料金を請求しません。この場合において、当店は既に運賃、料金の全部又は一部を受取しているときは、これを払い戻します。

第三十二條 当店は、貨物の全部又は一部が天災又は荷送人の責任による事由によつて滅失したときは、運賃、料金の全部を受取ります。

(事故等と運賃、料金の等)

第三十三條 当店は、第二十七條及び第二十九條の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に付した運送の割合に応じて、運賃、料金を受取ります。ただし、既にその貨物について運賃、料金の全部又は一部を受取している場合には、不足があるときは、荷送人又は荷受人にその支払を請求し、余額があるときは、これを荷送人又は荷受人に払い戻します。

(中止手数料)

第三十四條 運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が責任を負わない事由によるものを除き、中止手数料を請求することがあります。ただし、荷送人が、運送引受書に記載した集貨予定日時の前日までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。

第三十五條 運送引受書に記載した集貨予定日時の前々日に中止の指図をしたとき、当該運送引受書に記載した集貨予定日時の前々日に運送の中止をしたときは、この限りではありません。

第三十六條 運送引受書に記載した集貨予定日時の前々日に中止の指図をしたとき、当該運送引受書に記載した集貨予定日時の前々日に運送の中止をしたときは、この限りではありません。

第三十七條 運送引受書に記載した集貨予定日時の前々日に中止の指図をしたとき、当該運送引受書に記載した集貨予定日時の前々日に運送の中止をしたときは、この限りではありません。

第三十八條 運送引受書に記載した集貨予定日時の前々日に中止の指図をしたとき、当該運送引受書に記載した集貨予定日時の前々日に運送の中止をしたときは、この限りではありません。

第三十九條 運送引受書に記載した集貨予定日時の前々日に中止の指図をしたとき、当該運送引受書に記載した集貨予定日時の前々日に運送の中止をしたときは、この限りではありません。

(責任の始期)

第三十九條 当店の貨物の滅失、損傷についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まり、第四十條 当店は、貨物の受取ら引渡しまでの間にその貨物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これをその責任とするものとします。ただし、その損害が当店又はその使用人その他運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

(コンテナ貨物の責任)

第四十一條 前条の規定にかかわらず、コンテナに詰められた貨物について当該貨物の積卸しの方法等が次に掲げる場合に該当するもの滅失又は損傷については、当店が損害賠償の請求をしようとする者は、その損害が当店又はその使用人その他運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。

一 荷送人が貨物を詰めたるものであること。

二 コンテナの封印に異常がない状態に到着していること。

(特殊な管理を要する貨物の運送の責任)

第四十二條 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、第十四条第一号の規定に基づき付添人が付された場合には、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。

(荷送人の申告等の責任)

第四十三條 当店は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、運送申込書の記載は荷送人の申告により運送引受書に品名、品質、重量、容積又は価額を記載したときは、その記載について責任を負いません。

(運送申込書等の記載の不完全等の責任)

第四十四條 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

2 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

(免責)

第四十五條 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

- 一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
- 二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
- 三 同盟罷業、同盟怠業、社会的騷擾その他の事後又は強盗
- 四 不可抗力による火災
- 五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
- 六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
- 七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
- 八 荷送人又は荷受人の故意又は過失

第四十六條 高価品については、荷送人が申込みをするに当たって、その種類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷又は延着について損害賠償の責任を負いません。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しません。

- 一 運送契約の締結の当時、貨物が高価品であることを、当店が知つていたとき。
- 二 当店の故意又は重大な過失によつて高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

第四十七條 特別消滅事由

(責任の特例)

第四十八條 貨物の一部滅失又は損傷についての責任は、荷受人が留保しないで貨物を受け取つたときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があつた場合において、貨物の引渡しの日から二週間以内に、荷送人が、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があつた旨の通知を受けたときは、荷送人に対する当店の責任に係る第一項ただし書の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなします。

第四十九條 貨物の全部滅失があつた場合の損害賠償額は、その引渡しされるべき地及び時における貨物の価額によつて、これを定めます。

2 貨物の一部滅失又は損傷があつた場合の損害賠償額は、その引渡しされるべき地及び時における引渡された貨物の価額と一部滅失又は損傷がなかつたときの貨物の価額との差額によつてこれを定めます。

第三十六條第一項の規定により、貨物の滅失又は損傷のため荷送人又は荷受人が支払うことを要しない運賃、料金の等は、前二項の賠償額よりこれを控除します。

4 第一項及び第二項の場合において、貨物の価額又は損害額について争いがあるときは、公平な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定します。

5 貨物が延着した場合は損害賠償額は、運賃、料金の総額を限度とします。

第四十九條 当店は、前条の規定にかかわらず、運賃、料金の総額を限度とします。

第五十條 当店は、前条の規定にかかわらず、運賃、料金の総額を限度とします。

(除外期間)

第五十一條 当店の責任は、貨物の引渡しがされた日(貨物の全部滅失の場合にあつては、その引渡しされるべき日)から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。

2 前項の期間は、貨物の滅失による損害が発生した後限り、故意により延長することができます。

3 荷送人が第三者から委託を受けた貨物の運送を本店が行つた場合において、荷送人が第一項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷送人に対する当店の責任の期間は、荷送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三月を経過する日まで延長されたものとみなします。

(利用運送の際の責任)

第五十二條 当店が他の貨物自動車運送事業者の行う運送又は他の運送機関を利用して運送を行う場合において、運送上の責任は、この約款により当店が負います。

第五十三條 当店が貨物の全部の価額を賠償したときは、当店は、当該貨物に関する一切の権利を取得し、賠償に基づき権利取得

第九節 連絡運輸

(通し送り状態)

第五十三條 連絡運輸に係る貨物の運送を本店が引き受け、かつ、最初の運送を行う場合(以下この節において「連絡運輸の場合」という)において、本店が送り状を請求したときは、荷送人は、全運送に於いての送り状を交付しなければなりません。

(運賃、料金の受取)

第五十四條 当店は、連絡運輸の場合には、貨物を受け取るまで、全運送についての運賃、料金を受取ります。

2 当店は、前項の規定にかかわらず、全運送についての運賃、料金を受取らなかつたときは、最後の運送を行った運送事業者が貨物を引き渡すときまでに、荷受人から受取ることがあります。

3 第一項の場合において、運賃、料金の等の額が確定しないときは、第三十三條第二項の規定を準用します。

(中間運送人の権利)

第五十五條 連絡運輸の場合には、当店より後の運送事業者は、当店に代わつて、その権利を行使します。

(責任の原則)

第五十六條 当店は、連絡運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着について、他の運送事業者と連帯して損害賠償の責任を負います。

(運送約款等の適用)

第五十七條 連絡運輸の場合には、他の運送事業者の行う運送については、その事業者の運送約款又は運送に関する規定の定めるところによります。ただし、貨物の滅失、損傷又は延着による損害が生じた場合であつて、かつ、その損害を与えた事業者が明らかでない場合は、損害賠償の請求については、この運送約款の定めるところによります。

(引渡期間)

第五十八條 連絡運輸の場合の引渡期間は、各運送事業者ごとに、その運送約款又は運送に関する規定により計算した引渡期間又はそれに相当するものを合算した期間に、一運送機関ごとに一日を加算したものとします。

(損害賠償事務の処理)

第五十九條 連絡運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定してその支払を行います。

(損害賠償請求権の留保)

第六十條 連絡運輸の場合における第四十七條第一項の留保又は通知は、その運送を行った運送事業者のいずれに対しても行うことができます。

第三章 積込み又は取卸し等

(積込み又は取卸し及び積込料又は取卸料)

第六十一條 当店は、貨物の積込み又は取卸しを受けたい場合には、当店が別に定める料金は実際に要した費用を受取り、当店の責任においてこれを行います。

(附帯業務及び附帯業務料)

第六十二條 当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、機材及び維持、梱包、ラベル貼付、はき作業その他の貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務(以下「附帯業務」という)を引き受けたい場合には、当店が別に定める料金を実際に要した費用を受取り、当店の責任においてこれを行います。

2 附帯業務については、別段の定めがある場合を除き、償還の許す限り、第二章の規定を準用します。

(品代金の取立て)

第六十三條 品代金の取立ての追付又は変更は、その貨物の発送前に限り、これに依ります。

2 当店は、品代金の取立ての委託を受けた貨物を発送し、荷送人が、当該品代金の取立ての委託を取り消した場合又は荷送人若しくは荷受人が責任を負ふ事由により当該品代金の取立てが不能となつた場合は、当該品代金の取立料の払戻しはしません。

(付保)

第六十四條 運送の申込みの際に、当店の申出により荷送人が承諾したときは、当店は、荷送人の費用に2 保険料率その他の運送保険に関する事項は、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。